

第116回埼玉県大規模小売店舗立地審議会議事録

1 日 時 令和5年10月30日（月）午後1時30分～午後4時15分

2 場 所 埼玉県庁 庁議室

3 出席者 委員名（敬称略・五十音順）

池田恵子、倉片憲治、小嶋文、関野兼太郎、野口祐子、松本邦義

※オンライン参加：小嶋文、関野兼太郎、野口祐子、松本邦義

【意見開陳】

桑田仁、平木いくみ

※事務局

埼玉県産業労働部 商業・サービス産業支援課

課長 小貝 喜海雄

課副課長 廣田 通規

主幹 根本 宏之

主査 武本 恭枝

主事 和泉 奏花

4 審議内容

県意見についての審議

(1) 新設(5条1項)

- ① (仮称)所沢北秋津プロジェクト
- ② (仮称)コーナンPRO富士見針ヶ谷店
- ③ (仮称)コーナン草加松原店
- ④ (仮称)角上魚類草加店
- ⑤ (仮称)三郷商業施設
- ⑥ ドラッグコスモス川越野田店
- ⑦ ドラッグコスモス永田店

(2) 変更

- ⑧ 昭産上尾ショッピングセンター (6条2項)
- ⑨ マルエツ芝塚原店 (附則5条1項)
- ⑩ イオンレイクタウン (6条2項)

(3)その他

5 傍聴人

会場傍聴	なし
オンライン傍聴	なし

6 その他

リモートで事前説明を希望される委員に説明を行うとともに、その際に審議案件についてご意見をいただきました。

令和5年10月10日(火)	平木いくみ委員
令和5年10月11日(水)	関野兼太郎委員
令和5年10月11日(水)	倉片憲治委員
令和5年10月12日(木)	野口祐子委員
令和5年10月12日(木)	小嶋 文委員
令和5年10月13日(金)	桑田 仁委員
令和5年10月20日(金)	池田恵子会長

会議要旨（概要）

1 開会

2 議事

県意見についての審議

（1）新設

①（仮称）所沢北秋津プロジェクト

（事務局説明）

届出概要及び事前説明における委員からの意見等を説明

【議 長】

事前にご意見をいただいておりますが、まず交通のご専門の委員からお願いします。

【委 員】

渋滞の関係については予測として問題ないことを確認させていただきました。出口①が通学路と重なっているということで安全上配慮いただきたいと思いません。

【議 長】

他の委員からもご意見をいただいておりますがいかがでしょうか。

【委 員】

はい、小学校の通学路に（来退店経路が）一部重なっている箇所がありまして意見を言いました。

他の委員と同じ意見でございます。

【議 長】

交通に関しては事前の説明で、ご意見がまとまったところかと思えます。

お手元の事前説明のまとめのところで、似たようなご意見をまとめまして「近隣に小学校があるため、来退店車両及び搬出入車両の交通安全対策に配慮されたい。特に出口①が通学路にかかること、また付近に横断歩道があることなどから下校時間帯における交通整理員の配置や来客に対する交通安全の啓発など児童生徒の交通安全に配慮されたい。」で、こちらの意見を口頭意見として付すことでよろしいでしょうか。

（全員了承）

【議 長】

次に、騒音についてご専門の委員いかがでしょうか。

【委 員】

先ほど事務局から説明をいただいたように、数値の上では(基準を)クリアしておりますのでその点では特に問題はないかと思えます。ただあくまで懸念ですけれども特に店舗東側が第一種低層住居専用地域ということもありますので基準は超えておりませんが運用に際して(設備機器の)経年変化等で、或いは突発的な用途で大きな音になるということがあると問題になりかねないのでご注意くださいとしたいと思います。

具体的には昼間であれば予測地点D、夜間につきましては予測地点イがぎりぎりの値になっておりますので運用上ご留意いただければと思います。

【議 長】

それではこちらも口頭意見とし、「基準値は超過していないが、今後予測値を超過することがないようにご注意ください」でよろしいでしょうか。

(全員承認)

【議 長】

交通、騒音以外でなにかご意見はありませんか。

(意見なし)

【議 長】

それでは本件につきましては交通と騒音につきまして先ほどの意見を口頭意見に付すということにします。

② (仮称)コーナンPRO富士見針ヶ谷店

(事務局説明)

届出概要及び事前説明における委員からの意見等を説明

【議 長】

先ほどと同じく交通のご意見、交通のご専門の委員からお願いします。

【委 員】

しっかりと来退店経路について周知徹底をお願いしたいということと、(富士見市意見にあるように)周辺に児童福祉施設もありますので、来客に対して交通安全の啓発の周知をお願いしたいと思います。

【議 長】

追加資料の図面によると、周辺の児童福祉施設は(計画店舗から)少し遠いように見えますが、やはり入れたほうがよろしいでしょうか。

【委 員】

富士見市からご指摘されておりますので伝えていただければと思います。

【議 長】

交通のご専門の委員から(児童福祉施設のことを)入れておいたほうがよいという意見がございましたのでそのような方向でよろしいでしょうか。

(全員了承)

【議 長】

他の委員からも交通の意見を事前にいただいておりますがいかがでしょうか。

【委 員】

はい、交通が専門ではありませんが、国道沿いに(来客車両の)出入口があり、特に入庫にあたって渋滞が発生しないかと思ひまして意見を述べさせていただきました。特に問題がなければ入れなくてもよいかと思ひます。

【議 長】

こちらは事業者に対して事務局から質問をしていただいたのですよね。

【事務局】

はい、設置者に確認したところ以下のとおり回答がございました。

駐車場内はワンウェイであり、実測値をもととした十分な出入口を確保しており、渋滞する可能性は極めて少ないと考えます。

プロ用店舗のため、オープンセールの実施の予定はありません。

駐車場出入口にゲートを設けません。

他店舗の調査実績よりピーク時間帯の集中少なく、最大でも 11.8%と考えられます。

店舗規模が小さくプロ用の製品を扱うため、発生する交通量は少ないです。

「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に記載されている、一般的駐車場の出入口の処理能力として記載されている 1 台当たり処理能力を 8 秒とした場合、当該店舗の入庫処理の能力は 450 台/h に対して発生交通量は安全側の値でも 72 台/h であり出入口の処理能力は十分な余裕があります。なお当該施設にはゲートが無い場合、入庫処理能力は 450 台/h を上回ると考えられます。

当該駐車場は届出での 29 台以外に、従業員駐車場 3 台あり、万が一駐車場が不足する場合は、従業員駐車場をお客様駐車場として開放します。

オープン後の渋滞の発生や日常的に駐車場が不足する場合は、周辺駐車場の借り上げ等必要な対策を検討します。

営業前については、チェーン等で出入口は封鎖されているため、入庫はできません。

国道に停車してオープンを待つことは考えにくいですが、万が一入庫待ちしている車両を見つけた場合は、従業員は駐車しないように促し、悪質な場合は警察に協力をいただくことになるかと考えます。

設置者からの回答は以上でございます。

【議 長】

交通のご専門の委員はどのようにお考えになりますか。

【委 員】

大通りのところは心配なところだと思いますので、ご説明をいただいているとおりにご検討いただいているということで、オープンしてからも注視していただくことかと思います。

【議 長】

やはり口頭意見として入れたほうがよいということでしょうか。

【委 員】

他の委員からもご懸念のご指摘があったというところでそのようにしていただいたほうがよろしいかと思います。

【議 長】

それではこちらに関しても口頭意見として入れるということによろしいでしょうか。

(全員了承)

【議 長】

それでは事前説明のまとめに載っている3つの意見について口頭意見として付すということによろしいでしょうか。

(全員了承)

【議 長】

次に、騒音についてご専門の委員、いかかでしょうか。

【委 員】

先ほどのご説明のとおり基準値を下回っておりますので数値の上では問題はないと思います。

もう少しご説明しますと、値がぎりぎりのところもございます。昼間ですと予測地点D、これは隣の店舗(靴流通センター)と背中合わせの位置、また夜間もM21は国道254号線沿いの地点ですので実害はないかと考えております。このことから意見なしでよいかと思います。

【議 長】

この他、騒音についてご意見のある方はいらっしゃいますか。

(意見なし)

【議 長】

本件については騒音について意見は述べないということとします。

(全員了承)

【議 長】

交通、騒音以外にご意見はございませんか。

【議 長】

特にないということで、先ほどの交通の意見を付したいと思います。

(全員了承)

③ (仮称)コーナン草加松原店

(事務局説明)

届出概要及び事前説明における委員からの意見等を説明

【議 長】

交通のご専門の委員からご意見をお願いします。

【委 員】

こちらは『4 (仮称)角上魚類草加店』と隣り合っているところでございます。出口が前面の大きい道路とそこに接続する小さい一方通行の道路の両方でできるということで、大通りに接続している道路が大通りに出る方向で一方通行になっておりますので、出入口のところで逆走することがないようにしっかりと安全確保に従っていただくこと、通学路もありますのでそちらについても安全啓発をお願いしたいと思います。

【議 長】

他の委員からも交通についてご意見をいただいておりますがいかがでしょうか。

【委 員】

一方通行の道路の付近に幼稚園や小学校があったり、また半径1kmの地図を見ても(計画店舗に)近いところに特別支援学校もあり、(計画地は)学校がかなり多い地域に感じまして、児童生徒の安全確保に努めるように意見を申し上げました。

【議 長】

先ほどの逆走しないようにとの道はちょうど通学路にかかっているところですのでやはり注意を促すことは必要だと私も思います。

【議 長】

その他に交通に関してご意見はございますでしょうか。

(意見なし)

【議 長】

先ほどのご意見と事前説明でいただきました意見をまとめて、「・周辺に学校が多く、また出入口①と搬出入車両出入口が通学路にかかっている。このため、児童生徒の安全確保のため、来退店車両及び搬出入車両の交通安全対策に配慮されたい。また、更なる交通渋滞が発生しないよう十分注意していただきたい。・(仮称)コーナン草加松原店と(仮称)角上魚類草加店の間の道路について、一方通行の道路を逆走する等、危険な車両がないよう注視していただきたい。」を口頭意見に付すということによろしいでしょうか。

(全員了承)

【議 長】

それでは、騒音についてのご意見につきましてご専門の委員からご説明をお願いします。

【委 員】

先ほどの事務局の説明のとおり(基準値より)数値が超えていないということですが、ぎりぎりでございます。具体的に申し上げますと予測地点のBとCです。この2点について昼間がぎりぎりでございます。ただ隣地、店舗の北東側がまだ空地ということもありますし、用途地域も第一種中高層住居専用地域であり極端な静穏性が求められるわけではないかと思っておりますので、現時点では特に意見は付さなくてもよいかと思っております。

特段問題はないと思っておりますが意見として、実際に運用にあたって(予測値以上に騒音レベルが)超過することがないように念押しをしたほうがよいかと思っております。

【議 長】

口頭意見としてでしょうか。

【委 員】

今は問題がないかもしれないですけど、簡単に基準値を超えかねない状況かと思っておりますのでご注意くださいということを口頭意見でどうでしょうか。

【議 長】

本当にぎりぎりなので、通常はこの位の数値ですと口頭意見を付していますね、同じようにということですね。

他に騒音についてご意見はいかがですか。

(意見なし)

【議 長】

そうしましたら、事前説明における騒音専門の委員のご意見のとおり「基準値ぎりぎりの予測地点B及びCの隣接地は空地であり、今後の土地利用も未定のため現時点では特段の問題は生じないかもしれないが、今後予測値を超過す

ることがないようご注意ください」を口頭意見に付すということによろしいでしょうか。

(全員承認)

【議 長】

その他、気なる点等ご意見はございますか。

(意見なし)

【議 長】

それでは先ほどの交通と騒音の意見を口頭意見として付すということにしたいと思います。

④ (仮称)角上魚類草加店

(事務局説明)

届出概要及び事前説明における委員からの意見等を説明

【議 長】

交通に関しては先ほどの(仮称)コーナン草加松原店と隣り合わせているため同じ意見かと思いますが、交通のご専門の委員、何かありますか。

【委 員】

議長がおっしゃったとおりでございます。同じ意見です。

【議 長】

それでは((仮称)コーナン草加松原店の交通意見と同じものを)口頭意見として付すということによろしいでしょうか。

(全員承認)

【議 長】

次に騒音について、ご専門の委員、ご意見をお願いします。

【委 員】

先ほどの事務局の説明のとおり、夜間について(騒音の)基準が超えているところがございます。

具体的に申し上げますと予測地点Cです。入口①の近くで国道4号線の反対側までいってもその値という状況でして、こちらは留意が必要かと思えます。

ただ予測地点のCが事業所の倉庫がある場所、またそれ以外でも駐車場であったり、店舗であったりということで一般住宅からまだ離れておりますのですがには大きな問題にはならないかと思えます。

ただ値が(基準値を)超過している以上、やはり我々といたしましても懸念を持っていることを伝える意味で口頭意見を付したらどうかと思えます。

【議 長】

それでは事前説明の意見にあるように「夜間の基準値を超過する予測地点Cは国道沿いの倉庫の脇で特段の問題は生じないかもしれないが今後予測値を超過することがないように注意いただきたい」を口頭意見に付すということによろしいでしょうか。

(全員承認)

【議 長】

年末年始においても基準値を超過する地点があるということで他の委員からご意見をいただいておりますがこちらも口頭意見に付すということでよろしいでしょうか。

「年末年始において夜間の等価騒音・最大騒音レベルともに基準値を超過しているため十分に配慮されたい」を口頭意見に付すということでよろしいでしょうか。

(全員承認)

【議 長】

他に何かご意見はございますか。

(意見なし)

【議 長】

それでは交通に関しては新設案件「3(仮称)コーナン草加松原店」と同じ意見を口頭意見に付すということ、騒音についても先ほどの2つの意見を口頭意見に付すということにしたいと思います。

⑤ (仮称)三郷商業施設

(事務局説明)

届出概要及び事前説明における委員からの意見等を説明

【議 長】

交通に関してご専門の委員から意見ををお願いします。

【委 員】

店舗の前面道路ということではありませんが、来退店経路と通学路が重なっているところと、住宅地内の道路ということで細い道路となっておりますので、安全啓発についてしっかりお願いしたいこと。また、こちらも出入口に面している道路が一方通行になっていますので逆走なようなことが起こらないようにしっかり注視していただきたいという意見です。

【議 長】

交通に関して他の委員からもご意見をいただいております。いかがでしょうか。

【委 員】

はい、三郷市の意見にもあったように(計画地は)建物が密集している駅に近い地域のため路上駐車が心配されると思ひまして、それを注意していただきたいということと、また(計画地周辺に)通学路に指定されている道路があるということで児童生徒の安全確保に努めていただきたいというこの2点をお伝えしました。

【議 長】

交通に関しては以上の意見を口頭意見に付すということにしたいと思ひます。まとめますと「・来退店経路が通学路と重複している箇所があるため、来客に対し児童生徒の安全確保をはじめ、交通安全の啓発をお願いしたい。・市道1650号線は一方通行であるため、この道路を逆走する等、危険な車両がないよう注視していただきたい。・また、三郷市の意見にもあるように、駐車場不足等による路上駐車が発生しないよう注意いただきたい。」この3点でしょうか。

(全員承認)

【議 長】

次に騒音について専門の委員、いかがでしょうか。

【委 員】

騒音についてはいろいろございます。事務局からご説明をいただいたように数値上どうしても(基準値を)超えてしまって解消されていない予測地点がございます。

具体的に申し上げますと、(等価騒音の)夜間において予測地点A1、A2、Dが超えてはおりませんがぎりぎりですので注意を促したいところです。また、(夜間最大値合成値の)予測でΣ3の隣のマンション沿いの地点ですが、店舗の屋上に室外機等が集中していて(基準値を)超えているところ、夜間の車両走行音1、入口のところが解消されていません。随所で予測値ぎりぎりです。車両走行音1については基準値をクリアしていません。

なんらかの対策をとっていただきたいのですが、まず走行音についてはできればもっと下げたいところですので、なんらかの低減につながるような措置を追加をお願いできるのであればお願いしたいです。

Σ3は本来ならば機器を分散させるか遮音壁を建てるなどしたらよいのですが、今から機器を分散させるわけにもいきなと思いますし、遮音壁を建てるにしても高層マンションですと上に音が抜けてしまいますので高いほうの階にはどうしても影響が出てしまうのかなと思います。このため、どちらもですが、注意を促したいと思います。

【議 長】

そうしますと、「・予測地点A1、A2、D、Σ3が基準値ぎりぎりのため、今後予測値を超過することがないように十分注意いただきたい。・夜間車両走行音について出入口付近で基準値を超過しているため利用者に低速走行を促すなど騒音低減に努めていただきたい。」という意見になりますでしょうか。

【委 員】

出入口のためそんなにスピードを出さないとと思いますが、表示等で騒音に配慮いただけるように対応していただけるに越したことはないと思います。注意を促したいと思います。

【委 員】

環境騒音がそもそもうるさいじゃないか。だから自分たちが(騒音の基準値を)超過していてもよいじゃないかというような書き方をする届出書が時々あります。こういうのは受け入れがたく、理由にならないと思います。

【議 長】

私も、基準値があるわけで、そこを超える点については(審議会として)意見を述べるべきだと考えております。他の委員も同じ考えだと思いますが、いかがですか。

【委 員】

ここでどうこうと出来ないと思いますけど、新規で出店するところだけを厳しくして、既存で近くにも似たような大型商業施設がある場合、そちらの規制ができてなければ行政として然るべき措置というものがあつたほうがよいと思います。

【議 長】

審議会としては既存のところに更に意見を言うということが権限としてありませんので、(本件のように新設にあたり)他のところも競合して騒音が出ているということであれば、騒音が出ていることに関しては口頭意見のレベルでするので、意見を言ってもいいのではないかと思います。

【委 員】

「口頭意見のレベルで言って」とは、周りがうるさいからといって自分たちがうるさくしていいと思わないでくださいねという、そういう趣旨のことを言うということですか。

【議 長】

そこまでではなくて、「(設置者の届出書によると計画地は)新設しなくても出入口に関しては元々騒音が基準値を超えているんですよ」という書き方をし続けておりますが、「そうですね、仕方がないですね。」ということではなく、「夜間出入口付近で基準値を超えていますので、何かさらに騒音の源を増やすのではなく低減するような措置をとってください」と言う権限は(審議会に)ありますので、このようなことを口頭意見として付すのはいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

【委 員】

「周囲の状況にかかわらず配慮してください」と一言付けるのはどうでしょうか。

【議 長】

多分この案件は周りの騒音がなかったとしても夜間の基準値を超えている予測が出ているので、意見を付す必要はあると思います。

【議 長】

「周囲の騒音の状況にかかわらず、自分たちの騒音低減に努めてください。」というような感じでしょうか。

【議 長】

(他の委員の方々) いかがですか。それでよろしいですか。

(全員了承)

【委 員】

これについてどうこうではありませんが、やはり行政の在り方として出店の際にこのような騒音調査をして、後で騒音が発生した時の対応をどうするのかとか連携を行政のほうでフォローしていくなど、その後の継続的な調査といった体制をこの審議会に関係ないかと思いますが必要になってくると今のお話を聞いて思いました。感想です。

【議 長】

そうですね、新規の出店に関して調査をして(既存の騒音の基準を超過している)他の全体の施設について県は調査をしないのでしょうか。事務局いかがですか。

【事務局】

おっしゃるとおり当課の担当ではないですが、(本県の)環境部で苦情等が入った場合対応する体制は整っています。当課に苦情が来た場合にも環境部につなぐという話はしております。庁内で連携をして対応させていただいていると考えています。

【議 長】

この審議会では届出に対して審議するという事になっておりますので難しいですが、県の方で対応しているということですので本件について対応していただけたらと思います。

⑥ (仮称)ドラッグコスモス川越野田店

(事務局説明)

届出概要及び事前説明における委員からの意見等を説明

【議 長】

交通のご専門の委員から意見ををお願いします。

【委 員】

出入口に面した道路ではありませんが来退店経路の一部が通学路と重なっておりますので安全を確保していただきたいことと、出入口に面している道路は歩道のない生活道路ですのでしっかりと安全啓発をしていただきたいという意見です。

【議 長】

他の委員からも交通に関してご意見をいただいております。説明をお願いします。

【委 員】

はい、建物配置図を見ますと出入口2のすぐ隣が障害者の支援施設になっておりまして、その施設によっては出入りに十分注意をいただきたいということで意見を申しました。

【議 長】

障害者支援施設デイサービスを図面と書いてありますけど、具体的にどういった施設ですか。

【事務局】

通所で障害の程度に応じてリハビリ等を行っている施設で、送迎は車を利用されている方が多いのではないかと思います。

【議 長】

そうしましたら交通の意見としまして、「来退店経路が通学路と重複している箇所があり、道路が狭く住宅地でもあるため来客に対し交通安全の啓発をお願いしたい。特に出入口2付近に福祉施設があるため、車両の出入について十

分に注意いただきたい。」といった口頭意見を付すということによろしいでしょうか。

(全員承認)

【議 長】

次に騒音につきましてご専門の委員、いかがでしょうか。

【委 員】

はい、騒音につきましては値の上では最終的に基準値を下回るものがあります。一部問題になっておりましたのは予測地点 f で、(基準値を) 超えているものがぎりぎりまで下がって F でクリアしています。本来ならば意見を付すべきところかと思いますが、そもそもの基準値が病院から 50 m の範囲にあることで 5 dB 下げられており、これは病院に対して静穏を維持するためのものとして、それ以外の地点は本来 45 dB のままでよかったはずの地域です。そこで、40 dB 切るかどうかで対処されているところで敢えて口頭意見を付すというのもいかがなものかと思えます。

【議 長】

そうですね、他の委員いかがですか。

私としては口頭意見をさらに付さなくてもよいと思いますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

【議 長】

特にご意見もないようですので本件については騒音に関しては意見を付さないということにします。

他にご意見はございませんか。

(意見なし)

【議 長】

では先ほどの交通のご意見を付すという事で本件の審議は終わりにします。

⑦ ドラッグコスモス永田店

(事務局説明)

届出概要及び事前説明における委員からの意見等を説明

【議 長】

それでは交通に関してご専門の委員、お願いします。

【委 員】

こちらは出入口の2か所がともに通学路に重なっておりますのでしっかりと安全啓発をお願いしたいと思います。

【委 員】

交通に関して他の委員からもご意見をいただいています。いかがでしょうか。

【委 員】

はい、交通のご専門の委員がおっしゃったこと、また事前説明で他の委員が述べたことと同じ意見を申し上げております。

【議 長】

事前説明のご意見の中で、通学時間帯における荷さばきの搬出入について確認をされている委員がおります。このため先ほどのご意見として口頭意見にまとめるのがよいのではないかと思います。

まとめて「出入口が通学路に指定されているため児童生徒の安全確保に努めていただくとともに、来客に対し交通安全の啓発をお願いしたい。また、搬出入車両の交通安全対策も併せて配慮されたい。」といった口頭意見でよろしいでしょうか。

(全員承認)

【議 長】

次に騒音につきましてご専門の委員、いかがですか。

【委 員】

(事務局に)説明いただいたように数値の上では下回っておりますが少し注意を促したいです。

具体的に申しますと、昼間に関しましては予測地点のEとFで、Eの地点は戸建てに、Fは集合住宅に隣接します。基準値以内ですが住居に近い地点での予測地点ですので実際の運用で予測値を超過することがないように口頭で注意を促したいと思います。

夜間につきましては、予測地点fでも隣地敷地境界に下がってようやく下回っている状態ですので、同じように実際の運用で予測値を上回ることがないように口頭で注意を促せたらと思います。

【議 長】

他の案件でもやはり住宅に近いときに必ず注意を促していますので、ご意見のとおり「予測地点E及びFにおいては住居に近いため、基準値を超過することがないようにご注意ください。」という口頭意見を付したいと思います。

(全員承認)

【議 長】

その他なにかご意見がございますか。

(意見なし)

【議 長】

それでは交通と騒音の先ほどのご意見を口頭意見に付すということにしたいと思います。

新設案件については以上となります。

(2) 変更

- ⑧ 昭産上尾ショッピングセンター (6条2項)
- ⑨ マルエツ芝塚原店 (附則5条1項)
- ⑩ イオンレイクタウン (6条2項)

(事務局説明)

届出概要及び事前説明における委員からの意見等を説明

【議 長】

「8 昭産上尾ショッピングセンター」及び「9 マルエツ芝塚原店」については駐車場の位置と収容台数の変更でして、事前説明でも特にご意見はなかったようですが何かここでご意見はございますか。

(意見なし)

【議 長】

それでは「8 昭産上尾ショッピングセンター」及び「9 マルエツ芝塚原店」については意見なしということにいたします。

(全員了承)

【議 長】

「10 イオンレイクタウン」について、交通のご専門の委員、いかがですか。

【委 員】

はい、比較的高い交差点需要率が予測されている交差点があるということで、0.9は下回っていますが、算定に用いられていない事項によって渋滞が発生してしまうこともありますので、(交差点需要率が)高めの場合には変更後に渋滞が発生することがないか注視していただきたいという意見を出しています。

【議 長】

他に交通に関してご意見がある方はいらっしゃいますか。

(意見なし)

【議 長】

それでは交通のご専門の委員に意見についてそのまま口頭意見に付すということでもよろしいでしょうか。

(全員了承)

【議 長】

次に騒音に関して、ご専門に委員、いかがですか。

【委 員】

最大値がかなり大きい予測地点があります。商業地域に建てられておりますので一般住宅等に影響を及ぼすことは考えにくいですが、引き続きこちらも騒音を注視しています、低減に努めてくださいと口頭であらためて注意を促すというところでいかがでしょうか。

【議 長】

口頭意見とし「引き続き騒音低減に努めてください」でしょうか。

(全員承認)

【議 長】

他にご意見ございますか。

(意見なし)

【議 長】

特にご意見がないということで、先ほどの交通と騒音の意見を口頭意見と付すことにしたいと思います。

以上で変更案件について終了します。

(3) その他

【議 長】

事前説明の中でご意見があったようですが、前回もこういったご意見があったように思いますが、「通学路について来退店経路図に示すこと」「図面の方角を可能な限り合わせること」ですがご意見がありましたので、こちらに関しては事務局から各事業者から届出を受け付ける際に伝えていただきたいと思います。

【事務局】

承知しました。

【議 長】

一般的なことで何かご意見はありませんか。

(意見なし)

【議 長】

それでは審議案件について終了します。

3 閉会

以上、埼玉県大規模小売店舗立地法審議会規則第8条第2項の規定に基づき、審議の内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和 6年 2月 1日

議 長 池田 恵子

議事録署名委員 関野 兼太郎

議事録署名委員 松本 邦義